

## 第 8 期 介護保険サービス給付費及び保険料について

- 1 計画冊子の P103～P111 にかけて、「第 5 章 介護保険サービス事業費の見込みについて」を新たに設け、「1 介護保険サービス給付費総額の推計」及び「2 第 1 号被保険者の保険料の推計」を記載しておりますので、ご確認ください。
- 2 第 8 期の第 1 号被保険者の保険料基準月額について  
第 8 期の第 1 号被保険者の保険料の基準月額については、5,740 円となり、第 7 期の 5,490 円から月額 250 円の上昇となります。  
●第 8 期の介護保険料基準月額 第 5 段階 5,740 円 (+250 円)  
第 7 期の介護保険料基準月額 第 5 段階 5,490 円

## 【主な考え方と内容】

- (1) 高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加及び施設整備等に伴う介護給付費の上昇が見込まれますので、保険料の上昇は一定やむを得ない状況ですが、新型コロナウイルスによる影響等を鑑み、基金の約 50%を投入し、保険料の上昇幅を抑えるとともに、第 9 期以降の保険料の上昇が急激とならないように配慮した設定としております。
- (2) 第 2 段階については、第 7 期に国において、保険料の軽減がなされたため、第 8 期は、市独自の軽減 (0.05 の軽減) は行いませんが、負担の軽減のため、新たに経過措置による軽減及び減免制度を設けることとしております。(料率増及び軽減・減免措置)
- (3) 第 4 段階については、課税世帯ではあるものの、本人収入が 80 万円以下であり負担が大きいことから、新たな低所得者への軽減策として、市独自の軽減を実施し、国の標準保険料率である 0.9 から 0.875 に引き下げます。(料率減)
- (4) 第 7 期において、段階ごとの保険料率の差が開きがあった第 9 段階、第 12～14 段階については、他市の料率も参考にしつつ、保険料率を見直しております。(料率増)
- (5) 低所得者のかたへの配慮として、その他市独自の減免等を実施する予定としております。

以上